

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 九 月 二 十 二 日

目 次

規 則

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表都市政策課の項中「施設計画係」の下に「まちづくり推進係」を加え、同条第二項の表都市政策課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 広域的なまちづくりの推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県行政組織規則の規定は、令和七年七月十四日から適用する。

令和七年九月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社